

毎週火・金曜日定例発行

千葉県報

定例
令和6年5月7日

主要目次

告示	一
災害救助法に基づく救助の終了 救急病院及び救急診療所の認定	一
土地改良区定款の変更認可	一
公安委員会告示	一
警備員指導教育責任者講習の実施（四件）	一
公告	一
令和六年度毒物劇物取扱者試験の実施 特定調達公告	五
落札者等の公告（四件）	六

告示

千葉県告示第三百三十三号

災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第二条第一項の規定により令和五年千葉県告示第三百五十二号の二（災害救助法に基づく救助を行う区域）で行うこととした救助について、鴨川市の区域内にあつては令和六年三月十五日をもって、山武市及び長生郡長柄町の区域内にあつては同月二十九日をもって、大網白里市の区域内にあつては同月三十一日をもって、それぞれ終了した。

令和六年五月七日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県告示第三百四号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条に規定する医療機関として救急業務に協力する旨の申出があつた次の病院及び診療所を救急病院及び救急診療所と認定した。

令和六年五月七日

名 称	所在地	千葉県知事	熊谷 俊人
千葉市立青葉病院	千葉市中央区青葉町一、二七三番地二	認定の有効期限	令和九年四月三十日

医療法人社団匡仁会 梶田医院	千葉市若葉区みつわ台四丁目一七番五号	〃
医療法人社団聖進会 市川東病院	市川市二俣二丁目一四番三号	〃
医療法人社団やしの木会 浦安中央病院	浦安市東野三丁目四番一四号	〃
国保匝瑳市民病院	匝瑳市八日市場イ一、三〇四番地	〃
国保直営君津中央病院大佐和分院	富津市千種新田七一〇番地	〃

千葉県告示第三百五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、夷隅中部土地改良区の定款の変更を令和六年四月二十四日付けで認可した。

令和六年五月七日

千葉県知事 熊谷 俊人

公安委員会告示

千葉県公安委員会告示第14号

警備業務法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

令和6年5月7日

千葉県公安委員会長 佐久間 英利

1 講習に係る警備業務の区分
法第2条第1項第3号に規定する警備業務（以下「3号警備業務」という。）に係る講習

2 講習の期日及び時間

令和6年7月8日（月曜日）から16日（火曜日）まで（千葉県の休日に関する条例（平成元年千葉県条例第1号）第1条に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

3 講習の場所

千葉市中央区新田町4番22号 サンプライト7階

4 受講対象者

（1）最近5年間に3号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
（2）警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下

令和6年5月7日（火曜日）	
第13936号	「規則」という。）第4条に規定する1級の検定（3号警備業務に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
	（3）規則第4条に規定する2級の検定（3号警備業務に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上3号警備業務に従事しているもの
	（4）規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（3号警備業務に係るものに限る。）に係る旧規則第8条の合格証（以下「合格証」という。）の交付を受けている者
	（5）旧規則第1条第2項に規定する2級の検定（3号警備業務に係るものに限る。）に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上3号警備業務に従事しているもの
	5 受講定員 10人
	6 講習業務の委託 講習業務は、一般社団法人千葉県警備業協会に委託して実施する。
第13936号	7 受講申込手続等 （1）受講申込手続 ア 申込方法 受講を希望する者（以下「受講希望者」という。）は、千葉県内の各警察署に備付けの受講申込票に必要事項を記入し、最寄りの警察署（千葉県以外に住所を有する者にあつては、千葉県内の最寄りの警察署）に提出すること。 なお、郵便又は信書便により送付する方法による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。 イ 受講申込票受付期間等 令和6年5月27日（月曜日）から31日（金曜日）までの午前9時から午後4時まで
	（2）受講者決定通知 受講申込票の受付期間終了後、千葉県公安委員会が受講者を決定し、受講申込票を受理した警察署を経由して受講希望者に対し受講者決定通知を行う。 なお、受講希望者が受講定員を超過した場合は、抽選により受講者を決定する。
第13936号	（3）受講手続等 ア 受講手続 受講者として決定された者は、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）別記様式第1号
	の受講申込書に必要事項を記入し、添付書類とともに受講申込票を提出した警察署へ提出すること。 イ 受講申込書受付期間等 令和6年6月17日（月曜日）から21日（金曜日）までの午前9時から午後4時まで ウ 添付書類 （ア）4（1）に該当する者 3号警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書 （イ）4（2）に該当する者 合格証明書の写し （ウ）4（3）に該当する者 合格証明書の写し及び警備業務従事証明書 （エ）4（4）に該当する者 合格証の写し （オ）4（5）に該当する者 合格証の写し及び警備業務従事証明書 （4）受講手数料等 ア 受講手数料 38,000円 イ 納入方法 受講申込書提出時に納入することとし、その詳細については、千葉県警察本部のホームページ等に記載する。 なお、既納の受講手数料は、還付しない。 8 講習に関する問合せ先 千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備業係 電話043（201）0110
千葉県公安委員会告示第15号	
警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。	
令和6年5月7日	
千葉県公安委員会委員長 佐久間 英 利	
1 講習に係る警備業務の区分	
法第2条第1項第3号に規定する警備業務（以下「3号警備業務」という。）に係る講習	
2 講習の期日及び時間	

令和6年7月11日（木曜日）の午後1時から午後5時まで並びに同月12日（金曜日）及び16日（火曜日）の午前9時から午後5時まで	申込みは、受け付けない。 イ 受講申込票受付期間等 令和6年5月27日（月曜日）から31日（金曜日）までの午前9時から午後4時まで
3 講習の場所 千葉県中央区新田町4番22号 サンプライト7階	（2）受講者決定通知 受講申込票の受付期間終了後、千葉県公安委員会が受講者を決定し、受講申込票を受理した警察署を経由して受講希望者に対し受講者決定通知を行う。 なお、受講希望者が受講定員を超過した場合は、抽選により受講者を決定する。
4 受講対象者 3号警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するもの （1）最近5年間に3号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者 （2）警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（3号警備業務に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者 （3）検定規則第4条に規定する2級の検定（3号警備業務に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上3号警備業務に従事しているもの （4）検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（3号警備業務に係るものに限る。）に係る旧検定規則第8条の合格証（以下「合格証」という。）の交付を受けている者 （5）旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（3号警備業務に係るものに限る。）に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上3号警備業務に従事しているもの	イ 受講申込書受付期間等 令和6年6月17日（月曜日）から21日（金曜日）までの午前9時から午後4時まで ウ 添付書類 （ア）4（1）に該当する者 3号警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）、履歴書及び指導教育責任者資格者証等の写し （イ）4（2）に該当する者 合格証明書の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し （ウ）4（3）に該当する者 合格証明書の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し （エ）4（4）に該当する者 合格証の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し （オ）4（5）に該当する者 合格証の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し （4）受講手数料等 ア 受講手数料 14,000円 イ 納入方法 受講申込書提出時に納入することとし、その詳細については、千葉県警察本部のホームページ等に記載する。 なお、既納の受講手数料は、還付しない。
5 受講定員 10人 6 講習業務の委託 講習業務は、一般社団法人千葉県警備業協会に委託して実施する。 7 受講申込手続等 （1）受講申込手続 ア 申込方法 受講を希望する者（以下「受講希望者」という。）は、千葉県内の各警察署に備付けの受講申込票に必要事項を記入し、最寄りの警察署（千葉県以外に住所を有する者にあつては、千葉県内の最寄りの警察署）に提出すること。 なお、郵便又は信書便により送付する方法による申込み及び本人以外の者が行う	8 講習に関する問合せ先

千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備業務係 電話 0 4 3（2 0 1）0 1 1 0	
千葉県公安委員会告示第 1 6 号	
警備業法（昭和 4 7 年法律第 1 1 7 号。以下「法」という。）第 2 2 条第 2 項第 1 号の規定による警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。 令和 6 年 5 月 7 日	
1 講習に係る警備業務の区分 法第 2 条第 1 項第 4 号に規定する警備業務（以下「4 号警備業務」という。）に係る講習	千葉県公安委員会委員長 佐久間 英 利
2 講習の期日及び時間 令和 6 年 7 月 8 日（月曜日）から 1 0 日（水曜日）までの午前 9 時から午後 5 時まで、同月 1 1 日（木曜日）の午前 9 時から正午まで並びに同月 1 7 日（水曜日）及び 1 8 日（木曜日）の午前 9 時から午後 5 時まで	
3 講習の場所 千葉市中央区新田町 4 番 2 2 号 サンプライト 7 階	
4 受講対象者 最近 5 年間に 4 号警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者	
5 受講定員 1 0 人	
6 講習業務の委託 講習業務は、一般社団法人千葉県警備業協会に委託して実施する。	
7 受講申込手続等 （1）受講申込手続 ア 申込方法 受講を希望する者（以下「受講希望者」という。）は、千葉県内の各警察署に備付けの受講申込票に必要事項を記入し、最寄りの警察署（千葉県以外に住所を有する者にあつては、千葉県内の最寄りの警察署）に提出すること。 なお、郵便又は信書便により送付する方法による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。 イ 受講申込票受付期間等 令和 6 年 5 月 2 7 日（月曜日）から 3 1 日（金曜日）までの午前 9 時から午後 4 時まで （2）受講者決定通知 受講申込票の受付期間終了後、千葉県公安委員会が受講者を決定し、受講申込票を受理した警察署を経由して受講希望者に対し受講者決定通知を行う。	
なお、受講希望者が受講定員を超過した場合は、抽選により受講者を決定する。 （3）受講手続等 ア 受講手続 受講者として決定された者は、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和 5 8 年国家公安委員会規則第 2 号）別記様式第 1 号の受講申込書に必要事項を記入し、添付書類とともに受講申込票を提出した警察署へ提出すること。 イ 受講申込票受付期間等 令和 6 年 6 月 1 7 日（月曜日）から 2 1 日（金曜日）までの午前 9 時から午後 4 時まで ウ 添付書類 4 号警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る書面（警備業務従事証明書）及び履歴書 （4）受講手数料等 ア 受講手数料 3 4, 0 0 0 円 イ 納入方法 受講申込書提出時に納入することとし、その詳細については、千葉県警察本部のホームページ等に記載する。 なお、既納の受講手数料は、還付しない。 8 講習に関する問合せ先 千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備業務係 電話 0 4 3（2 0 1）0 1 1 0	
千葉県公安委員会告示第 1 7 号	
警備業法（昭和 4 7 年法律第 1 1 7 号。以下「法」という。）第 2 2 条第 2 項第 1 号の規定による警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。 令和 6 年 5 月 7 日	
1 講習に係る警備業務の区分 法第 2 条第 1 項第 4 号に規定する警備業務（以下「4 号警備業務」という。）に係る講習	千葉県公安委員会委員長 佐久間 英 利
2 講習の期日及び時間 令和 6 年 7 月 1 7 日（水曜日）及び 1 8 日（木曜日）の午前 9 時から午後 5 時まで	
3 講習の場所 千葉市中央区新田町 4 番 2 2 号 サンプライト 7 階	
4 受講対象者	

4号警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けている者であって、最近5年間に4号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者	
5 受講定員 10人	
6 講習業務の委託 講習業務は、一般社団法人千葉県警備業協会に委託して実施する。	
7 受講申込手続等 (1) 受講申込手続 ア 申込方法 受講を希望する者（以下「受講希望者」という。）は、千葉県内の各警察署に備付けの受講申込票に必要事項を記入し、最寄りの警察署（千葉県以外に住所を有する者にあつては、千葉県内の最寄りの警察署）に提出すること。 なお、郵便又は信書便により送付する方法による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。 イ 受講申込票受付期間等 令和6年5月27日（月曜日）から31日（金曜日）までの午前9時から午後4時まで (2) 受講者決定通知 受講申込票の受付期間終了後、千葉県公安委員会が受講者を決定し、受講申込票を受理した警察署を経由して受講希望者に対し受講者決定通知を行う。 なお、受講希望者が受講定員を超過した場合は、抽選により受講者を決定する。 (3) 受講手続等 ア 受講手続 受講者として決定された者は、講習規則別記様式第1号の受講申込書に必要事項を記入し、添付書類とともに受講申込票を提出した警察署へ提出すること。 イ 受講申込書受付期間等 令和6年6月17日（月曜日）から21日（金曜日）までの午前9時から午後4時まで ウ 添付書類 4号警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る書面（警備業務従事証明書）、履歴書及び指導教育責任者資格者証等の写し (4) 受講手数料等	
ア 受講手数料 10,000円 イ 納入方法 受講申込書提出時に納入することとし、その詳細については、千葉県警察本部のホームページ等に記載する。 なお、既納の受講手数料は、還付しない。 8 講習に関する問合せ先 千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備業係 電話043（201）0110	
公 告 令和六年度毒物劇物取扱者試験の実施 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第二百三号）第八条第一項第三号の規定により、令和六年度毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。 令和六年五月七日 千葉県知事 熊谷 俊 人 一 試験日時 令和六年八月一日（木曜日）午後一時三十分から午後三時三十分まで 二 試験場所 千葉市中央区問屋町一番四五号千葉ポートスクエア内 T K Pガーデンシティ千葉 三 受験願書の提出 1 提出方法等 受験願書の提出は、原則としてちば電子申請サービスを使用する方法により行うこと。 なお、やむを得ず郵送により提出する場合は、千葉県健康福祉部業務課審査指導班（千葉市中央区市場町一番一号）宛てに提出すること。 2 受付期間 令和六年六月十日（月曜日）から二十四日（月曜日）までとする。なお、同日午後五時までに受信したもの（郵送の場合は、同日の消印があるもの）に限り受け付ける。 四 その他 この試験に関し不明な点は、千葉県健康福祉部業務課審査指導班（電話〇四三（二二三）二六八）に問い合わせること。	
特 定 調 達 公 告 【この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。】	

落札者等の公告 次のとおり落札者等について公告する。 令和6年5月7日	令和6年3月1日 ④ミツウロコグリーンエナジー株式会社 東京都中央区日本橋二丁目11番2号 ⑤92,168,510円 ⑥一般競争入札 ⑦令和6年1月19日 その4 ①印旛沼流域下水道八千代ポンプ場で使用する電力 予定使用電力量 1,904,000キロワット時 ②千葉県印旛沼下水道事務所 千葉市美浜区磯辺八丁目24番1号 ③令和6年3月1日 ④ミツウロコグリーンエナジー株式会社 東京都中央区日本橋二丁目11番2号 ⑤53,486,081円 ⑥一般競争入札 ⑦令和6年1月19日 その5 ①印旛沼流域下水道物井ポンプ場で使用する電力 予定使用電力量 1,161,000キロワット時 ②千葉県印旛沼下水道事務所 千葉市美浜区磯辺八丁目24番1号 ③令和6年3月1日 ④ミツウロコグリーンエナジー株式会社 東京都中央区日本橋二丁目11番2号 ⑤35,155,170円 ⑥一般競争入札 ⑦令和6年1月19日 その6 ①印旛沼流域下水道花見川終末処理場で使用する電力 予定使用電力量 37,840,000キロワット時 ②千葉県印旛沼下水道事務所 千葉市美浜区磯辺八丁目24番1号 ③令和6年4月1日 ④東京電力エナジーパートナー株式会社 千葉市中央区富士見二丁目9番5号 ⑤758,773,683円 ⑥随意契約 ⑧地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号 その7 ①印旛沼流域下水道花見川第二終末処理場で使用する電力 予定使用電力量 29,907,000キロワット時 ②千葉県印旛沼下水道事務所 千葉市美浜区磯辺八丁目24番1号 ③令和6年4月1日 ④東京電力エナジーパートナー株式会社 千葉市中央区富士見二丁目9番5号 ⑤620,495,679円 ⑥随意契約 ⑧地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
千葉県立保健医療大学長 龍 野 一 郎 〔掲載順序〕 ①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他の必要な事項 ①千葉県立保健医療大学警備業務委託 一式 ②千葉県立保健医療大学 千葉市美浜区若葉二丁目10番1号 ③令和6年2月28日 ④綜合警備保障株式会社 千葉市美浜区幸町一丁目26番5号 ⑤32,868,000円 ⑥一般競争入札 ⑦令和6年1月12日 落札者等の公告 次のとおり落札者等について公告する。 令和6年5月7日	千葉県知事 熊 谷 俊 人 〔掲載順序〕 ①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他の必要な事項 その1 ①印旛沼流域下水道手繰ポンプ場で使用する電力 予定使用電力量 3,277,000キロワット時 ②千葉県印旛沼下水道事務所 千葉市美浜区磯辺八丁目24番1号 ③令和6年3月1日 ④株式会社エネット 東京都港区芝公園二丁目6番3号 ⑤96,085,070円 ⑥一般競争入札 ⑦令和6年1月19日 その2 ①印旛沼流域下水道鹿島ポンプ場で使用する電力 予定使用電力量 1,667,000キロワット時 ②千葉県印旛沼下水道事務所 千葉市美浜区磯辺八丁目24番1号 ③令和6年3月1日 ④株式会社エネット 東京都港区芝公園二丁目6番3号 ⑤52,459,730円 ⑥一般競争入札 ⑦令和6年1月19日 その3 ①印旛沼流域下水道柏井ポンプ場で使用する電力 予定使用電力量 3,511,000キロワット時 ②千葉県印旛沼下水道事務所 千葉市美浜区磯辺八丁目24番1号 ③
千葉県知事 熊 谷 俊 人 〔掲載順序〕 ①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他の必要な事項 その1 ①印旛沼流域下水道柏井ポンプ場で使用する電力 予定使用電力量 3,511,000キロワット時 ②千葉県印旛沼下水道事務所 千葉市美浜区磯辺八丁目24番1号 ③	千葉県知事 熊 谷 俊 人 〔掲載順序〕 ①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他の必要な事項 ①手賀沼流域下水道手賀沼終末処理場で使用する電力 予定使用電力量 43,16

第 1 3 9 3 3 6 号	
報	県
葉	千
第 1 3 9 3 3 6 号	令和 6 年 5 月 7 日（火曜日）
9, 8 0 0 キロワット時 ②千葉県手賀沼下水道事務所 我孫子市相島新田 8 5 番 5 ③令和 6 年 4 月 1 日 ④東京電力エナジーパートナー株式会社 千葉市中央区富士見二丁目 9 番 5 号 ⑤8 6 7, 2 2 1, 8 6 7 円 ⑥随意契約 ⑧地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 1 1 条第 1 項第 1 号 落札者等の公告 次のとおり落札者等について公告する。 令和 6 年 5 月 7 日 千葉県江戸川下水道事務所長 竹 村 圭 介 〔掲載順序〕 ①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項 その 1 ①江戸川左岸流域下水道市川ポンプ場で使用する電力 予定使用電力量 4, 4 2 6, 8 1 5 キロワット時 ②千葉県江戸川下水道事務所 市川市福栄四丁目 3 2 番 2 号 ③令和 6 年 3 月 1 日 ④丸紅新電力株式会社 東京都千代田区大手町一丁目 4 番 2 号 ⑤1 0 9, 4 5 1, 5 6 6 円 ⑥一般競争入札 ⑦令和 6 年 1 月 1 9 日 その 2 ①江戸川左岸流域下水道江戸川第一終末処理場で使用する電力 予定使用電力量 1 2, 9 1 9, 4 0 0 キロワット時 ②千葉県江戸川下水道事務所 市川市福栄四丁目 3 2 番 2 号 ③令和 6 年 4 月 1 日 ④東京電力エナジーパートナー株式会社 千葉市中央区富士見二丁目 9 番 5 号 ⑤2 8 4, 3 4 5, 5 1 7 円 ⑥随意契約 ⑧地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 1 1 条第 1 項第 1 号 その 3 ①江戸川左岸流域下水道江戸川第二終末処理場で使用する電力 予定使用電力量 5 9, 3 8 0, 3 0 0 キロワット時 ②千葉県江戸川下水道事務所 市川市福栄四丁目 3 2 番 2 号 ③令和 6 年 4 月 1 日 ④東京電力エナジーパートナー株式会社 千葉市中央区富士見二丁目 9 番 5 号 ⑤1, 2 0 5, 6 6 9, 1 4 1 円 ⑥随意契約 ⑧地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項第 1 号	

購読料

本号

一部

一四四

発行

者

千葉市中央区市場町一番一号

千

葉

県

購読申込先

○四三（二三三）二六五八